

【査読規定】

学会誌編集委員会

2018.11.16 決定

1. 査読規定は、帯広畜産大学原虫病研究センターのウェブサイトで公開する。投稿規定や執筆要項のように刊行誌に掲載することはしない。

2. 査読の手順は、以下のようにする。

[1] 著者は、投稿論文と指定された情報を、雑誌編集委員会事務局（以下、編集事務局と略称）宛てに電子メールで送付する。

[2] 編集事務局は、著者に対して、電子メールで受稿の通知を出す。

[3] 学会誌編集委員会委員長（以下、編集委員長と略称）は、担当編集委員1名を決定する。

[4] 担当編集委員は、査読者2名を自身の権限と判断のもとに決定する。

[5] 編集委員長は、査読体制の構成（担当編集委員と査読者名）を編集委員会に電子メールで報告する。

[6] 査読者は、審査資料受領後1ヵ月以内に、「評価」と「担当編集委員へのコメント」「著者へのコメント」を担当編集委員に電子メールで提出する。なお、査読者による審査結果を「評価」、担当編集委員によるものを「判定」と呼ぶ。

[7] 担当編集委員は、査読者の評価とコメントが届いてから2週間以内に、「判定」と「編集委員会へのコメント」「著者への総合コメント」を編集事務局に電子メールで提出する。

[8] 担当編集委員および査読者は、論文の審査を以下の4段階で行う。

A そのまま掲載可

B 修正の上、掲載可（修正結果については担当編集委員に一任）

C 修正の上、再審査

D 掲載不可

[9] 担当編集委員は、2名の査読者の評価が一致するときには、原則として、その評価に従い、一致しないときには、「担当編集委員役割」に定める手順に従って処理する。なお、査読者が投稿カテゴリーの変更を提案した場合、最終的な判断は担当編集委員が行い、その旨を編集委員長に報告する。

[10] B判定だった投稿の修正稿は、本来担当編集委員のみで査読をするが、場合によっては担当編集委員が査読者に依頼して修正稿に対するコメントを求めることができる。

[11] 編集委員長は、担当編集委員からの判定結果を確認し、必要に応じて担当編集委員および査読者と協議を行う。

[12] 編集事務局は、編集委員長の承認を経て、担当編集委員の「判定結果」と「著者への総合コメント」、および査読者の「評価結果」と「著者へのコメント」を著者に開示する。

その際、担当編集委員および査読者の名前は著者に示さない。

[13] 以後の査読において、担当編集委員または査読者が交代する場合、あるいは2人目の第三査読者を選定する必要がある場合は、編集委員長の了承を得て編集事務局がその旨を著者に伝える。

3. 査読の期限には、以下のように対処する。

[1] 査読期限については、1週間前および期限当日に、期限予告メールが編集事務局から配信される。

[2] 査読期限までに査読が間に合わない場合、担当編集委員はなるべく早めに編集委員長に連絡し、相談する。

[3] 担当編集委員は、査読者の査読の進行に注意し、必要ならば、催促その他の連絡をする。

[4] 編集委員長は担当編集委員の査読の進行に注意し、必要ならば、督促その他の連絡をする。

[5] 査読が長引いて、初回の査読依頼から3ヶ月経過しても査読報告がない場合、担当編集委員は査読者を別に立てて交替させることがある。

4. 投稿者は、編集委員会に対して、査読結果に対する異議申立てを行うことができる。

5. 担当編集委員は、原則として編集委員会の委員の中から選ぶ。

6. 同じ投稿番号の査読は基本的に同一の査読者が行う。投稿カテゴリーを変更して再投稿された場合も、最初の査読者が査読を行う。ただし、査読者の申し出や担当編集委員の判断により、査読者を交代することがある。

【査読者役割】

学会誌編集委員会

2018.11.16 決定

1. 査読の秘密の厳守

担当編集委員および査読者 1, 2 は、自ら査読を担当した論文に関わる一切のことを（その論文を自分が査読したという事実も含めて）口外してはならない。

2. 査読規定

編集委員でない査読者に対しては、査読のプロセスを理解しておくことが求められる。

3. 査読の判定基準

[1] 論文の評価は以下の4段階で行う。

- A そのまま掲載可
- B 修正の上，掲載可（修正結果については担当編集委員に一任）
- C 修正の上，再審査
- D 掲載不可

[2] A（そのまま掲載可）は，そのままあるいは字句の修正程度で掲載が可能な場合であり，論旨が変わらない範囲での修正が必要な場合はB（修正の上，掲載可）と判断する。

[3] 査読の結果，D（掲載不可）と評価する場合は次の通りである。ただし，「著者へのコメント」において，その論拠を具体的に述べる事が求められる。

- 1 刊行誌の対象とする研究分野ではない。
- 2 本質的な誤りがある。
- 3 内容の程度が低く，論文としての重要性がない。
- 4 他の媒体（雑誌など）に既発表または公知であり，新規性がない。
- 5 論旨が不明瞭で議論構成が弱く，修正稿においても改善の見込みがない。
- 6 推敲や書式の統一が不十分であり，形式的な完成度が甚だしく低い。

[4] 査読者／担当編集委員は，同一番号の投稿に対して，原則として2度連続してCと評価／判定することはしない。せざるを得ない場合は，編集委員長を含めて協議を行うものとする。

[5] 最終的にDと判定した場合でも，著者が改訂して別の新しい投稿として再投稿してくる場合があり得るが，その場合は，新規の投稿があったものとして受け付ける。

4. 投稿の種類

投稿原稿の種類は研究論文，とその他（資料，ショートノート）とする。

1. 研究論文 — 独創性のある実証的または理論的な論文
2. 資料 — 実験・調査の結果などの報告で，従来の学説の吟味検討や今後の研究展開に資することを目的とする論考
3. ショートノート — 萌芽的な問題の指摘，新事実の発見や興味深い観察及び少数事例に関する報告，研究装置や研究方法に関する指摘・提案など

5. 査読者1と査読者2

2名の査読者によって，投稿を異なる観点から見ることをめざすものであり，2名の査読者は対等の立場にある。

6. 査読者が査読開始後，自分が適任ではないと判断した場合，なるべく早めに担当編集委員に連絡し，相談する。

7. 査読結果の記入

「著者へのコメント」は原則として英語で書く。ただし、場合によっては日本語で書いてもよい。

【担当編集委員役割】

学会誌編集委員会

2018.11.16 決定

1. 査読における担当編集委員の「判定」について、論文の評価は以下の4段階で行う。

- A そのまま掲載可
- B 修正の上、掲載可（修正結果については担当編集委員に一任）
- C 修正の上、再審査
- D 掲載不可

2. 担当編集委員は、査読者1・2からの報告に基づき、編集委員会に採否や再査読を提案する。その際、担当編集委員は新たな提案は極力控え、必要最低限のコメントにとどめることを基本とする。ただし、査読者間でコメントや改訂の方向性について齟齬がある場合、著者に対して補足説明をしたり、収束に向けたコメントや助言を行なうことができる。

3. 担当編集委員による採否および再査読の提案は、以下の判定基準に基づいていることが期待される。ただし、査読者が編集委員でない場合、A～Dの評価方法に揺れがある場合もあるので、「著者へのコメント」、とりわけ評価の理由付けを注意深く検討して、査読者の真意を汲んでいただきたい。

(a) 2人の査読者がA評価の場合、採択を提案する。また、2人の査読者がD評価の場合、不採択を提案する。ただし、D判定は明示できる決定的な難点が論文に存在するときのみ適用されるべきものであり、査読者1・2の評価が、「総合的に見て水準に達していない」「学会誌の論文にふさわしくない」などのあいまいな論拠による場合は、その真意を質して明示的に補足することが期待される。

(b) 2人の査読者がAまたはB評価の場合、著者に必要な修正を求め、その結果を担当編集委員がチェックした上で採択を提案する。この場合、著者による修正は1カ月以内に行うものとする。

(c) 査読者の評価がAとC、またはBとC、または両方ともCの査読結果に対しては；

(i) 担当編集委員は、編集委員会を通じて著者に審査の内容を伝え、2カ月以内に改稿を提出してもらい、再査読を行う。さらに、著者が論文に変更を加えた場合は、著者に変更箇所を回答に明記して、改稿とともに電子的に再投稿するように伝える。

(ii) 担当編集委員は、その改稿を待って査読者に再査読を依頼する。再査読は、初回にA、BまたはCの判定を行なった査読者に依頼する。

(iii) 再査読に際しては、査読者はA（掲載可）、B（修正の上、掲載可）、D（掲載不可）の

評価および「著者へのコメント」を、そして必要ならば「担当編集委員へのコメント」を合わせて報告する。再査読では、査読者は C（修正の上、再審査）を選択することはできない。

(iv) その結果に応じて、担当編集委員は(a), (b)または(d)を行なう。

(d) 第 1 回目、第 2 回目のいずれの査読においても、査読者の評価が A と D、または B と D に分かれた場合、担当編集委員は直ちに第 3 査読者を選定して査読を依頼し、その結果にもとづき判定を行う。第 3 査読者は、それまでの査読結果を参照の上、A、B または D の評価を行なう。（第 3 査読者は、原則として C（修正の上、再審査）を選択することはできない。）その結果に応じて、担当編集委員は上記 (a) または (b) を行なう。

(e) 判定が C と D だった場合、

(i) 担当編集委員は、編集委員会を通じて判定結果と「著者へのコメント」を伝え、2 カ月以内に C 評価のコメントに対する改稿を提出させる。さらに、著者が論文に変更を加えた場合は、著者に変更箇所を回答に明記して、改稿とともに電子的に再投稿するように伝える。なお、原則として D 評価に対する回答は求めないが、著者から D 評価に対する回答（反論やコメント）が送られてきた場合も、査読者は閲覧することができる。

(ii) 著者から判定に対する回答があった場合、担当編集委員は、C と評価した査読者にのみ著者からの回答を送付し、再査読を依頼する。

(iii) 査読者は A（掲載可）、B（修正の上、掲載可）、D（掲載不可）の評価および「著者へのコメント」を、そして必要ならば「担当編集委員へのコメント」を合わせて報告する。再査読では、査読者は原則として C（修正の上、再審査）を選択することはできない。

(iv) 再査読の結果が D 評価の場合には不採択を編集委員会に提案する。

(v) 再査読の結果が A か B の場合には(d)に従い、改稿を第 3 査読者に回す。第 3 査読者は、それまでの査読結果を参照の上、A、B または D の評価を行なう。（第 3 査読者は原則として C（修正の上、再審査）を選択することはできない。）その結果に応じて、上記 (a) または (b) を行なう。